

電波監理審議会（第1074回）議事録

1 日時

令和2年4月9日（木） 16：30～16：56

2 場所

WEB会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重

(3) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会 1

(2) 議決事項

電波監理審議会の開催の特例について（案）

..... 1

(3) 閉 会 6

開 会

○吉田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会します。

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑みまして、本日の臨時会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書きに基づき、委員全員がWebによる参加とさせていただきます。

議決事項

電波監理審議会の開催の特例について（案）

○吉田会長 高田幹事から、本日の議決事項について説明をお願いします。

○高田幹事 梶田の後任として4月1日付けで着任しました高田でございます。よろしくお願いたします。

本日は、電波監理審議会の開催の特例に関して、電波監理審議会議事規則第9条において、「会議の議事に関する手続の細目については、会長が電波監理審議会に諮って定める」とされていることに基づき、電波監理審議会決定第8号（案）についてお諮りするものです。資料に基づきご説明いたします。

電波監理審議会の持ち回り開催及びテレビ会議の開催については、それぞれ審議会決定第3号及び第6号により定めていますが、現在の規定では、定例会を持ち回り開催することが認められておりません。

また、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大などの環境変化を踏まえ、状況に応じて滞りなく適切な形で電波監理審議会を開催することを可能とする観点から、「緊急その他やむを得ない事情のある場合」に限り、定例会及び臨時会について、メール審議等を含め、参集しない形での開催を可能とすることを内容

とするものでございます。

ここで、「緊急その他やむを得ない事情のある場合」とは、①災害、テロ、パンデミック等、②次回の会議を待たずに議決を要する等緊急に開催が必要となった場合などを想定しております。

具体的には、別添のとおり、新たに審議会決定第8号として案文を作成しておりますので、読み上げさせていただきます。

令和2年4月9日、電波監理審議会決定第8号、電波監理審議会の開催の特例について（案）。

1、会長は、緊急その他やむを得ない事情のある場合に限り、電波監理審議会議事規則（昭和27年郵政省令第24号）第2条第3項の規定にかかわらず、委員に対し文書その他の方法による審議を行うことを通知し、電波監理審議会の会議を開くことができる。

2、前項の場合において、会長は、その議事について、次に招集する電波監理審議会の会議に報告しなければならない。

3、なお、テレビ会議システムを利用した電波監理審議会の会議への出席については、電波監理審議会決定第6号に定めるところによる。

以上でございます。また、これにあわせて、現行の審議会決定第3号については廃止することといたしたく存じます。ご説明は以上でございます。

○吉田会長 はい、どうもご説明ありがとうございました。ただいま、高田幹事からご説明がございましたが、委員の皆様方からご質問・ご意見等がございましたらよろしくお願いたします。

本件は、いまご説明いただきましたように、今回たまたまですが私ども新型コロナウイルスによる感染拡大という「緊急その他やむを得ない事情のある場合」に遭遇したということで、お手元の資料の電波監理審議会決定第8号「電波監理審議会の開催の特例について（案）」について皆様方にお諮りするもので

ございます。なお、これに伴いまして、決定第3号については廃止したいという
ことでございます。

それでは、ご説明いただきました内容につきまして、忌憚のないご意見、あ
るいはご質問等ございましたらお願いいたします。

○兼松会長代理 会長よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○兼松会長代理 兼松でございます。事前にご質問して、すでにご説明いただ
いているんですけど、一応念のため確認したいことが、第2項の次に招集する
審議会で報告しなければいけないという点ですが、その「次に招集する審議会」
というのは、実際にバーチャルでなくアクチュアルで行う会議というふうに読
み込めるかどうかというのを念のため確認したいと思っております。

○吉田会長 はい、承知いたしました。ただいまのご質問についていかがでし
ょうか。事務局の方からお願いいたします。

○高田幹事 事務局としては、基本的に実開催の時にご報告ということで考え
てございます。

○兼松会長代理 はい、それで結構なんですけれど、そういうふうに読めるの
かということが気になったのでお尋ねした次第です。

○吉田会長 こういった持ち回り開催が2回続いた場合どうなるかというご質
問でしょうかね。

○兼松会長代理 そうですね。

○吉田会長 そのあたりいかがでしょうか。

○高田幹事 そうですね。文面上は電波監理審議会の会議としか書かれていな
いので、ちょっと読みづらい部分もあるかと思っておりますけれど、運用として皆様
お集まりの際に正式にご報告できればと考えております。

○兼松会長代理 はい。

○吉田会長 はい、わかりました。万一、持ち回り開催が2回以上続いた場合には、次の実開催の会議において、持ち回り開催の会議の議事内容を、再確認の意味を込めてご報告すると理解してよろしいのでしょうか。

○高田幹事 そうですね。会議としては次の実会議の時に報告という形になるかと思えますけれども、例えば持ち回り開催が2回、3回と重なってしまって皆様お会いできないという場合、もしかしたら想定されるかもしれないというご懸念かなと思いますので、そこはメール等であらかじめ資料をお示しするか、一回目の議事要旨等が整えられた段階で早め早めに委員の皆様にご提供しつつ、逐次情報共有をしながら、最終的には次の実開催の会議でご報告という形で進めたいと考えますがいかがでしょうか。

○吉田会長 はい、兼松先生よろしいでしょうか。

○兼松会長代理 はい、臨機応変に行われるということで理解いたしました。

○吉田会長 じゃあ、よろしいでしょうか。それではほかに、他の委員の先生方からはいかがでしょうか。

○長田委員 長田です。とくにございません。

○吉田会長 はい、ありがとうございます。

○日比野委員 日比野ですけど、まあ足下のコロナの状況も踏まえて機動性が増すということで、大変結構でございます。

○吉田会長 はい、ありがとうございます。

○林委員 林でございます。私も異議ございません。

○吉田会長 はい、ありがとうございます。私自身もこういった状況を勘案しますと、こういった形で進めざるを得ないと思いますので、賛成でございます。そういたしますと、本件第8号を今回決定して、あわせて第3号につきましては廃止するということが、皆様からご賛同をいただいたということで、本件第8号につきましては、電波監理審議会として決定させていただきます。本日の

議題はこれだけでございまして以上でございます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

○吉田会長 事務局から何か連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○高田幹事 はい、事務局の方からお知らせいたします。電波監理審議会の4月期の定例会議ですけれども、4月の中旬ということで予定をしておりましたけれども、会長ともご相談をさせていただきまして新型コロナウイルスの感染拡大などの状況も鑑みまして、本日決定をいただきました審議会決定第8号に基づきまして、緊急その他やむを得ない事情に該当するものということでメール審議とさせていただければと考えてございます。詳細については、別途事務局からご連絡させていただきますので、ご確認をいただければと思います。以上です。

○兼松会長代理 日程については、それも追って指定ということですか。

○高田幹事 そうですね。メール審議ですので、一定期間、委員の皆様にご意見を頂戴する期間を設けないといけないと思っております。その日程も含めて、文面にして皆様にお送りできればと思います。

○兼松会長代理 はい、承知いたしました。

○吉田会長 はい、ありがとうございます。今高田幹事からご説明いただきましたメール審議のスケジュールですけれども、いつごろ皆様方にご連絡がいくんでしょうか。もうまもなくいくと考えてよろしいでしょうか。

○高田幹事 お待たせしてもいけませんので、今日これから作業をさせていただいて、なるべく早めにお送りを出来るようにしたいと思います。

○吉田会長 はい、ありがとうございます。委員の皆様方からなにかこの際ご質問等がございましたらお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○長田委員 とくにございません。

○日比野委員 結構です。

○兼松会長代理 はい、大丈夫です。

○林委員 私も大丈夫です。

閉 会

○吉田会長 はい、それでは本日の審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。